平成十七年 号外第三十三号

曜

日

六月十七日 金

選挙管理委員会

個人演説会等を開催することができる施設の指定......

兀

不在者投票を行うことができる施設の指定.....

職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解

県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数......三

を有する者の一定数・条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権・

選挙管理委員会

目

次

山梨県選挙管理委員会告示第十九号

第一項及び第十九条第三項の規定による届出が次のとおりあった。 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第六条第一項、 第七条、 第十七条

平成十七年六月十七日

山梨県選挙管理委員会

員長 石 澤 道

夫

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出(政治団体設立届) 委

その他の政治団体

五月三十日	五月二十七日平成十七年	南都留郡富士河口湖町九二四 二	渡辺知洋	渡邊篤正	渡辺金一郎を励ます会
届出年	設立年月日	主たる事務所の所在地	会計責任者氏名	代表者氏名	名称

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

Щ

梨 県

公

報 号

外

第三十三号

平成十七年六月十七日

区分
名
称
代表者氏名
会計責任者
主たる事務所の所在地
異動年月日
届出年月日
備考

外 第三十三号 平成十七年六月十七日

Щ

梨 県

公報号

中央	届出年月日	解散年月日	在地	主たる事務所の版	会計責任者氏名	表者氏名	称	名
小林 広 光 一							正法第十七条第一項による[政治資金規正
中央十七年 中央十十日 中央十十日 中央十十日 中央十十日 中央十十日 中央十十日 中央十十日 中央十十日 中十十日 中十十日	要務大臣届出に変		六月十三日					旧
主党大和村支部 平成十七年 東山梨郡大和村田野二四三 ー 平成十七年 東山梨郡大和村田野二四三 ー 平成十七年 東山梨郡大和村田野二四三 ー 平成十七年 東山梨郡大和村田野二四三 ー 平成十七年 東山梨郡大和村田野二五五四 五月二十八日 東山梨郡大和村田野二五五四 五月二十八日 東山梨郡大和村田野二五五四 五月二十八日 東山東郡大和村田野二五五四 五月二十八日 東山東郡田 平成十七年 東京東京 東山東郡田 東田 東田 東田 東田 東田 東田 東田 東田 東田 東山十七年 東田 東山十七年 東田 東山十七年 東京 東山十七年 東田 東山十七年 東田 東山十七年 東山 東山十七年 東山 東山十七年 東山 東山十七年 東山 東山十七年 東山 東山 東田 東山 東京 東京 東田 東京 東田 東京 東田 東京 東田 東京 <	り足動こより総主たる活動区域		平成十七年				天桜会	新
主党大和村支部 平山金吾 佐藤正彦 東山梨郡大和村田野二四三 ー 平成十七年 東京大和村支部 平成十七年 東山梨郡大和村田野二四三 ー 平成十七年 東京大和村支部 平成十七年 東山梨郡大和村田野二四三 ー 平成十七年 東京大和村田野二四三 ー 平成十七年 三月1日 東山郡本 市 神川 ことよ 平成十七年 東京大和村田野二四三 ー 平成十七年		六月十日	五月二十八日		屋	沢喜美		旧
中央		平成十七年	平成十七年		藤正	山金	自由民主党大和村支部	新
医師連盟 小林広光 接辺文雄 平成十七年 会議 河田武信 渡辺文雄 平成十七年 会議 河田武信 渡辺文雄 平成十七年 大大性議員を 高保建樹 東成十七年 平成十七年 大大田 東成十七年 東成十七年 東成十七年 大田 東京十七年 東京十七年		六月九日	六月九日		松			旧
小林広光		平成十七年	平成十七年		川 こ と		優交会	新
(五月三十一日	五月二十五日		袋			ІВ
羽田武信 小林高吉 一次十七年 高保建樹 一月十四日 高保建樹 一月十四日 高保建樹 一月十四日 一月十四日 一月十四日		平成十七年	平成十七年		辺		山梨県医師連盟	新
高保建樹 小林店書 高保建樹 本本勝人 四月十四日 砂原紘一 五月十二日 一月十四日 五月十二日 五月十二日 五月十二日		五月二十七日	三月一日			田武	倉を計画会語	旧
小林店 渡辺文雄 平成十七年 小林店吉 一月十四日 小林店店 一月十四日 小林店店 一月十四日 小林店店 一月十四日 小林店店 一月十四日 一月十四日 一月十四日 一月十		平成十七年	平成十七年			保建	別る可能会議21世紀の富士吉田を	新
接会 小林店吉 砂原紘一 四月十四日 接会 小林店吉 渡辺文雄 平成十七年 現力工日 平成十七年 中成十七年 平成十七年		五月二十四日	五月十七日				送り出す会」南部町に「女性議員を	IΒ
接会 小林清吉 表 木 勝 人 平成十七年 接会 小林店 浩		平成十七年	平成十七年				あゆみの会	新
接会 木木勝人 平成十七年 据內丈夫 四月十四日 据內丈夫 平成十七年		五月十九日	五月十六日		原			旧
加林清吉 渡辺文雄 町月十四日 小林広光 平成十七年		平成十七年	平成十七年		木勝		栄政クラブ	新
(2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)		五月十二日	五月十二日		内丈			旧
小林清吉 四月十四日 小林広光 平成十七年		平成十七年	平成十七年		辺文		人興会	新
小 林 広 光 平成十七年		四月十四日	四月十四日			林清		旧
		平成十七年	平成十七年			林広	杉本東洋後援会	新

政治資金規正法第十九条第三項第二号の届出
資金管理団体指定取消届

雄山会

中

沢

英

郎

Щ

村

哲夫

甲府市塚原町七六四

輿

石

修

降

矢

さ と

U

甲府市大里町三二二五

五月三十一日平成十七年

六月二日平成十七年

五月三十一日平成十七年

六月九日 平成十七年 和修会

山梨県選挙管理委員会告示第二十号

である。 の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおり 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項

平成十七年六月十七日

山梨県選挙管理委員会

員 長 石 澤 道

夫

四 四六

山梨県選挙管理委員会告示第二十一号

び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法 乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおり 三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を 律第百六十二号) 第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の である。 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項

平成十七年六月十七日

山梨県選挙管理委員会

員 長 石 澤 道

夫

八四、 五四七

山梨県選挙管理委員会告示第二十二号

乗じて得た数とを合算して得た数) は、 超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を 議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第八十条第一項の規定による山梨県議会 次のとおりである。

平成十七年六月十七日

Щ

梨

県

公 報 号

外

第三十三号

平成十七年六月十七日

山梨県選挙管理委員会

長 石 澤 道

夫

東山梨郡 選挙区名 西八代郡 東八代郡 九 **七** ---六五

南巨摩郡 四五、二九七 _ 四五五

北巨摩郡 中巨摩郡 一七、二五二

南都留郡

<u>_</u>

ţ

六四八

北都留郡

甲府市

五、

四四

四

三四

0七-

富士吉田市

塩山市

都留市・西桂町

山梨市

大月市

韮崎市

五四六 0九0 五八

山梨県選挙管理委員会告示第二十三号

号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定する 公職選挙法施行令 (昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二 平成十七年六月十七日

山梨県選挙管理委員会

員 長 石 澤 道

夫

特別養護老人ホーム 恵信ロジェ社会福祉法人 恵信福祉会	老人ホームの名称
山梨市南一三三五番地	所在地

平成十七年六月十七日

山梨県選挙管理委員会

員 長 石 澤 道 夫

甲斐市敷島体育館	甲斐市竜王武道館	甲斐市竜王体育館	名称
甲斐市島上条二二九四番地	甲斐市篠原二七二八番地二〇	甲斐市西八幡二六四八番地	所 在 地
甲斐市選挙管理委員会	甲斐市選挙管理委員会	甲斐市選挙管理委員会	指定選挙管理委員会

発行者

Щ 梨 県

甲府市丸の内一丁目六番一号